第3次大阪府食育推進計画における中間点検・見直しについて

計画における規定

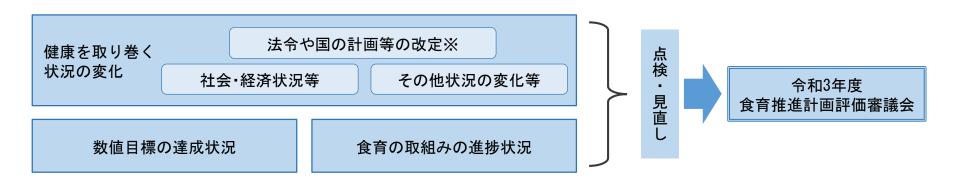
第3次大阪府食育推進計画(平成30年度~令和5年度)の中間年となる令和2年度に、社会・経済状況等を踏まえ、点検・見直しを実施



中間点検実施時期を 令和2年度から令和3年度に変更

中間点検・見直しの方針

点検にあたっては、社会・経済状況等のほか、関係法令や国計画等の改定等も含めた食を取り巻く状況変化を踏まえて実施。また、計画において定める「取組みの目標」については、最新データを把握し、その達成状況を判定。 なお、これまで計画に基づき実施してきた食育に関する取組みの進捗状況を加味する。



※第4次食育推進基本計画

国は令和元年度に第3次基本計画の進捗状況について分析・評価を行うとともに、第4次食育推進基本計画を作成するにあたり、 論点について整理を行う。第4次基本計画は令和3年3月に公表

- ※「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年5月31日公布、令和元年10月1日施行)
 - 食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的する。
 - これをうけ、大阪府食品ロス削減推進計画を令和3年3月に公表
- ※日本人の食事摂取基準(2020年版)

健康増進法(平成14年法律第103号)第16条の2の規定に基づき、国民の健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましいエネルギー及び栄養素の量の基準を厚生労働大臣が定めるもの。2020年版は令和2年1月に告示、4月1日から適用

スケジュール(予定)

第3次計画は平成30年3月に策定(6か年計画)。中間年となる令和2年度にこれまでの社会的な状況変化や各種数値データの把握を行い、点検を実施する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大による社会状況の変化が大きいことや、コロナ対策に優先的に注力する必要があること等を踏まえ、点検の実施時期を令和3年度に変更

計画期	間	2017 (H29)	2018 (H30)		2019 (R1)	2020 (R2)		2021 (R3)	2022 (R4)		2023 (R5)	
						時期を変更(後ろ倒し)						
第3次計		H画策定 ●	〈計画	期間〉		→ → → → ● 中間点検						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	点	検実施・見	直し検討 執	発告書案の 代	F 成	審議会員へ 報告書案の書面報告 意見募集 の作成						
						4計画意見	見交換会※	の開催 ◆	(点検・	看 見直し結果	審議会 ◆ の確定)↓ 公表	

※健康づくり関連4計画の推進に向けた意見交換会(令和3年12月16日)

各計画の点検・見直し結果を審議する各審議会の開催に先立ち、各審議会を代表する委員(下記4名)から、計画間の連携等、今後の各計画に基づく各種取組みの実施にあたり、助言や提言をいただくことを目的に開催(参考資料1参照)

〇大阪府地域職域連携推進協議会: 磯委員 〇大阪府生涯歯科保健推進審議会: 天野委員

〇大阪府食育推進計画評価審議会:藤原委員 〇大阪府がん対策推進委員会 : 松浦委員